

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 4 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13382

研究課題名（和文）報道倫理としての利益衡量的思考方法 - 表現の自由の三形態を視座として

研究課題名（英文）The Balancing Approach as a Way of Thinking about the Ethic of News Reporting: A Constitutional Perspective Focusing on the Freedom of Speech, Freedom of the Press and Right to Know

研究代表者

松原 妙華 (Matsubara, Taeka)

東京大学・大学院情報学環・学際情報学府・特任助教

研究者番号：70812626

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、記者に対して自主的な遵守が求められる報道倫理を、取材源 - 記者・報道機関 - 公衆の関係性に着目しながら追究することを目的とし、報道倫理に関する理論構築を試み、報道における個別具体的な倫理的課題について検討した。

では、法学における議論と哲学・倫理学等の人文学との接続を試みながら、報道現場の実際の課題にも対応可能な普遍性の高い報道倫理を提示することを目指した。また、では内部告発報道、裁判報道、沖縄報道、性加害・性被害報道といった個別的な報道テーマごとに調査をし、報道の役割を考察することに加えて報道対象者に対する人格権侵害やプライバシー侵害等の倫理的課題について検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、取材・報道が抱える法的・倫理的問題について、内部告発報道などの具体的事案を通じて学際的立体的研究を行い、実現可能性の高い研究結果を記者及び報道業界に提示することを試みた。表現の自由や報道の視点から内部告発を切り取ることで、これまで着目されることが多くなかった民主主義社会における内部告発報道の重要性に光を当て、取材源、記者、公衆の三者の関係性の視点から捉え、憲法における表現の自由の三形態の議論を規定し直した。当事者の視点を重視して、理論研究だけではなく事例研究を行い、学際性の高い研究方法で研究の立体化を試み、実際の課題解決方法を目指した点に独自性があったと考える。

研究成果の概要（英文）： This research aims to investigate journalistic ethics with a focus on the relationships among sources, journalists or media organizations, and the public. The research methodology includes two main components: 1) attempting to construct a theoretical framework for journalistic ethics, and 2) conducting an examination of specific ethical issues pertaining to journalism. In the first part, this research aimed to establish an universal set of journalistic ethics capable of addressing practical challenges in the field of journalism. This was pursued through an exploration of the connections between legal discourse and humanities disciplines such as philosophy and ethics. Additionally, in the second part, investigations were conducted into specific journalistic themes, analyzing the role of journalism in each case. Alongside analyzing the role of journalism in each thematic area, ethical dilemmas concerning infringements upon the personal rights and privacy of subjects were also examined.

研究分野：情報法、メディア法

キーワード：報道倫理 内部告発 調査報道 公共性 インタビュー調査 表現の自由 取材・報道の自由 知る権利

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

報道倫理に関する研究は、取材・報道の際に生じる法的・倫理的諸問題に対してどう対応するかという視点で、報道機関や記者等の実務家の手によって進められてきた側面がある。報道に携わる業界は、取材・報道の基本原則を一種の職業倫理とし、倫理綱領や行動指針・基準といった形で業界ごとに報道倫理を自主的に確立してきた。その一方で、学術においては、主に憲法やジャーナリズムの分野において、名誉毀損やプライバシー侵害といった人権侵害からの救済、公正・中立や客観報道主義の意義、証言拒絶権との関係における取材源秘匿の限界、実名・匿名報道の是非といった、取材・報道に関する法的・倫理的問題が議論され続けてきた。しかしその議論は、個別論点としての議論にとどまり、取材・報道の一連の過程を包括的に捉えた上で、記者と取材源や記者と公衆といった関係性や情報の流れに着目し、実務家にとって実行可能性の高い研究結果となっているのか疑問がある。実際の取材・報道に携わる記者が直面する法的・倫理的諸問題についての参照点となり得、また、取材源や公衆との間の信頼関係構築に資するような実務的な解決策を示す必要がある。

記者が直面する法的・倫理的問題は、調査報道において生じやすく、本研究は主に、その一形態である内部告発報道事案を通じて研究を進める。告発報道に関しては、組織の内部統制やビジネス倫理等の分野で、メディアに対する告発という形で不祥事発覚の端緒またはリスク管理の文脈で研究されてきた。また、労働法の分野では、告発者である労働者と組織間の雇用関係上の問題として研究され、告発者を保護するための公益通報者保護法のもとでの制度的な保護のあり方が研究されてきた。しかし、ビジネスや労働法の分野で内部告発の一形態としての議論はあるものの、報道の視点に特化して表現の自由や知る権利等に言及する研究は少ない。ジャーナリズムの分野では、調査報道の一形態として実務的側面からその手法研究が行われてきたが、内部告発を民主主義社会における自由な情報流通にとって情報公開の一端を担う重要な役割として捉えた上で、「表現の自由」「報道の自由」「知る権利」(以下、表現の自由の三形態という)の法学的議論と連関したものとなっているとは言い難い。

研究代表者は、これまで、上記先行研究のビジネス倫理における内部告発の正当化理論の視点や労働法及び公益通報者保護法等の法制度の視点を軸に内部告発報道のあり方を考察してきた。しかし、法制度の中での議論にとどまり、これを実際の報道における記者の指針となるような研究へつなげ、憲法における表現の自由の三形態に関する議論やジャーナリズムにおける報道倫理の議論と接合させるという課題が残った。報道倫理に関しては、実名報道原則や取材源秘匿権の法制化の議論等のように、実務と学術との間に議論や主張の乖離が見られる部分もあり、内部告発報道という具体的な取材・報道の場面を設定した上で、実際の報道に携わる記者が直面する法的・倫理的諸問題に対して、報道倫理の理論的な枠組みを提示し、参照点となるような、より実務的な解決策を示す必要がある。

2. 研究の目的

そこで、本研究は、憲法及びジャーナリズムにまたがる3つの「問い」を設定した。() 内部告発報道事案において取材源(告発者)を保護し、かつ公益に資するような報道のあり方はどうあるべきか、記者と取材源及び公衆の間の信頼関係をどのように構築できるのか。具体的には、法学で用いられる利益衡量的思考方法を取材・報道する際の報道倫理として適用し、報道の正当化根拠とすることができるのか、また、適用した場合に、具体的に衡量される利害関係者の利益や権利は何か、衡量する際の価値判断基準は何か。() 公益通報者保護法、情報公開法、秘密保護法、個人情報保護法といった内部告発に関連する情報法制度の中で、記事内容の正確性及び公共性の担保、取材源の秘匿、匿名報道の妥当性等の報道倫理上の個別具体的課題について、報道の正当性を担保するために、記者はどのように判断すればよいのか。() 報道機関の「取材・報道の自由」は、取材源の「表現の自由」や公衆の「知る権利」とどのような関係にあり、どのような役割を果たしているのか。

以上の(i)～(iii)の3つの「問い」を核として、記者に対して自主的な遵守が求められる報道倫理を取材源 - 記者・報道機関 - 公衆の関係性に着目しながら追究することを研究の主な目的とした。具体的には、内部告発報道事例などの個別具体的な報道事案を通じた研究を行い、研究結果を報道の現場に還元できるよう、理論研究及び実証研究の双方向から報道倫理を学際的に追究することを研究の主目的として設定をした。

記者にとって告発者は重要な情報源であるが、その一方で、告発者や取材対象者等の権利と公共の福祉や報道の自由、知る権利が拮抗する場面が少なくない。こうした問題に対し、記者は倫理規範に基づいて行動することが求められるが、各業界が設置する倫理規範やガイドラインだけで対応するのは難しい現状がある。また、告発者は報道を機に組織から誹謗中傷や人格的攻撃、解雇等の人事的報復措置を受け、雇用関係上の訴訟や守秘義務違反等で刑事事件に発展する場合もある。組織の不利益な取扱いから告発者を保護する公益通報者保護法の要件は、報道機関を含む外部機関への通報について厳格であり、法による取材源の保護には限界がある。このように、内部告発報道が抱える問題を記者や取材源が荷負う状況がある中で、本研究は、公益に資する内

部告発報道を当事者らの犠牲のもとに置いておくのではなく、取材源を保護し、かつ公益に資するような内部告発報道にするための実行可能性の高い報道倫理を学際的に追究し、報道の現場が抱える法的・倫理的問題についての参照点を与えるとともに、記者と取材源及び公衆との間の信頼関係構築に資するよう、学術的に寄与することが重要であると考えた。

3. 研究の方法

主な研究方法としては、報道倫理に関する理論構築を試み、報道における個別具体的な倫理的課題について検討を行った。具体的には、以下(1)～(4)を並行して行ったが、研究を着実に積み重ね、成果として提出するため、(5)具体的な一定の研究内容もしくは研究テーマを当初から設定しながら遂行した。

(1)裁判例の分析：報道倫理が問題となった裁判例や内部告発報道が問題となった雇用関係に関する裁判例及び名誉毀損裁判例等を収集し、その判決内容を分析する。

(2)文献研究：報道倫理及び内部告発報道に関する文献を憲法、情報法、ジャーナリズム、労働法、消費者法、法哲学、倫理学等から収集し、法令・学説等の整理を行う。

(3)実務的側面への調査：当事者へのインタビュー調査、日本記者クラブ開催の研修等への参加、調査報道を実務的側面から研究するCIJ(The Centre for Investigative Journalism/英国)及びIRE(Investigative Reporters and Editors/米国)等への現地調査を通じて、調査報道においてどのような法的・倫理的問題があるのか当事者の意見を聞く。また、先進的な内部告発者保護制度を持つ英米国における内部告発報道のあり方を調査する。

(4)内部告発に関する情報法制度等の動向調査：日本における公益通報者保護法改正及びEU諸国における指令に基づく内部告発者保護の動き等、日本及び諸外国の法改正の動向を調査する。さらに、日本法については、特定秘密保護法や情報公開等に関し、特に公務員の内部告発の文脈において問題となるため、その適用について検討する。

(5)具体的な研究テーマ

【内部告発報道における報道倫理に関する理論研究】

本研究の基盤的理論となる報道倫理の利益衡量的思考方法に関する研究を行う。憲法・民法・刑法等の各法領域において議論されてきた利益衡量的思考方法の精査及び報道倫理としての適用可能性に関する研究をもとに、内部告発報道で問題となる告発者の利益(勤労の権利、人格権、表現の自由等)、被告組織の利益(名誉権、内部統制等)、社会的利益(公益実現等)の考察を行い、内部告発報道における利益衡量的思考方法について検討する。

【「表現の自由」「報道の自由」「知る権利」の関係性に関する研究】

表現の自由の三形態の関係性について憲法における枠組みで考察するため、特に公務員の告発事例を通して検討する。既に行った公務員の告発者へのインタビュー調査も踏まえ、法定された職務への忠誠という公務員の公益の捉え方や上意下達組織における外部への告発のあり方も含め、告発者の「表現の自由」と公衆の「知る権利」の限界および「取材・報道の自由」の役割を明らかにする。さらに、哲学や社会学等における信頼に関する先行研究を参考に、記者と取材源の関係性について考察し、また、知る権利の主体(公衆、群衆、大衆、人民、国民等)や世論に関する先行研究を参考に、記者と公衆との関係性について考察し、表現の自由の三形態の関係性に関する研究に反映させる。

【取材源秘匿による取材源保護に関する研究】

理論研究を踏まえ、より実務的な側面から、報道機関による告発者保護の視点で取材源秘匿に関する研究を行う。民事訴訟法改正時における記者の証言拒絶権の法定化の議論の時と同様に、公益通報者保護法改正の議論の中で報道機関の守秘義務の法定化の動きがあったことに対し、日本新聞協会は強く反対した。このように実務では、限定的な法定化は取材・報道の自由の規制に繋がるとの懸念がある一方で、学術面では証言拒絶権立法化の議論も存在する。立法化に関する過去の議論や多くの州で取材源秘匿に関する法律が制定されている米国の議論を精査し、調査報道の手法研究を行うCIJ及びIRE等の実務的な資料やインタビュー調査等も参照しながら、報道倫理としての取材源秘匿を取材源保護につなげることができるかを、報道倫理を超えた法的保護の必要性の議論も含めて検討する。

【インターネット空間における内部告発に関する研究】

本研究の結果をインターネット空間において個人が内部告発する場合について敷衍する。インターネット上で個人が情報発信できる現代において、内部告発は報道だけの問題ではなく、個人による表現活動の問題でもあり、内部告発によって個人が社会に対して強い影響力を持ちうる点に着目しながら研究を進める。この研究は、今後、組織や団体に対する名誉毀損及び偏見を助長するようなネット上の表現行為に関する研究につなげていく。

4. 研究成果

報道倫理の理論構築に関しては、憲法・民法・刑法等の各法領域における利益衡量(比較衡量)に関する学説および裁判例等を精査し、この利益衡量という判断方法を報道倫理として適用可能かという問いについて法学だけでなく哲学や倫理学等の視点からも検討した。これは、現在執筆中の博士論文の一部とした。

また、取材源、記者・報道機関、読者や視聴者など公衆の関係性を憲法における枠組

みへと還元し、表現の自由の三形態の関係性について考察するという試みのうち、取材源と記者・報道機関の関係性について集中的に研究を行った。具体的には、報道による報道対象者に対する人格権侵害やプライバシー侵害等の問題について、憲法学や法学における議論を精査するとともに、哲学や政治学等における物象化やモノ化の議論と前者の法学における議論の接続を意識しながら、言論空間を含む公的空間における匿名性の可能性について考察した。自由権の側面から考察するのみならず自由がもたらす負の側面からも表現の自由について考えることができ、これは、下記 個別具体的な倫理的課題についての検討とも関連させながら、実名/匿名報道および顔あり/顔なし報道について、取材源保護の視点から研究を行い、理論研究とあわせて査読論文として提出することができた(論文標題「公的空間における匿名性の可能性 アーレントの『現われ』の議論から検討する報道における氏名・肖像」Arendt Platz7号51-66頁(2022年))。

その一方で、取材源と記者・報道機関の関係性について研究を進めるうちに新たな悩みに直面した。つまり、取材源の「表現の自由」や報道機関(記者)の「取材の自由」および「報道の自由」を自由権の側面から検討する上で、取材源 - 記者・報道機関の関係性に着目したところ、「取材する者」「取材される者」、「能動」「受動」といった言葉で捉えられない報道現場の現実に直面し、再考の必要が出てきた。法学や哲学の分野の「自由」や「権利」に関する議論を精査していたが、自 - 他 という二項対立的視点で捉えることに限界があると感じ、新たな視点での検討を試みる必要性が出てきた。そこで、マルティン・ブーバーやハンナ・アーレントなどの哲学や政治学の著作だけでなく、現象学にもとづいた認識論、「中動態」や「利他」という考え方、さらには「無我」や「自他無二」といった仏教的思想に関する議論や東洋の視座からの哲学や思想について学び、「取材する者」「取材される者」の関係性の捉え方や、報道倫理において重要なキーワードである「公共性」「公益性」について考える際の視野を広く設定し直すこととした。

この悩みについては、新たな問いを立て直す必要があり、本研究期間内では具体的な成果を提示するまではできなかった。しかし、報道倫理に関する理論構築の過程において重要な作業であるため、この試みを継続し、現在執筆中の博士論文の内容に反映したいと考えている。

個別具体的な倫理的課題についての検討に関しては、実名/匿名および顔あり/顔なし報道という古典的課題について、まずは考察を行った。新型コロナウイルスの影響やデジタル技術の発展によって、マスクで顔を覆う習慣の定着やオンライン会議の日常化、バーチャル空間でのアバターによる表現の進展などに見られるように、人々のコミュニケーションのあり方や自己表現の方法、顔の捉え方などが大きく変化したことともない、これまでの個人を特定するための機能的記号やアイデンティティとしての名前や顔という視点に加え、社会全体がバーチャル空間へと拡張している現状において改めて着目されているコミュニケーションの媒体としての顔もしくは顔らしきものという新たな視点を加えて考察する必要性が出てきたからである。そのため、現在の感覚をもって研究するためにも、実名/匿名および顔あり/顔なしに関する倫理的課題に関する研究に取り掛かることを優先した。プライバシー権や肖像権、忘れられる権利といった法学の視点だけでなく、社会学等における有名性の議論や哲学等における公的空間への現れの議論を参照しながら学際的に考察し、研究結果の一部を学会発表要旨として公表した(発表標題「実名・匿名報道の意義と取材元の保護・支援のあり方」(日本マス・コミュニケーション学会(現日本メディア学会)2020年度春季大会))。

実名/匿名報道および顔あり/顔なし報道の問題は、特に事件報道においては犯罪被害者が取材源(取材対象者)となる場合、事件による被害者性と報道の公益性のバランスをどうとるかという取材源が加害者の場合とは異なった倫理的問題が発生するため、犯罪被害者の救済や支援の視点も含めて取材源の保護という観点から検討し、従来から指摘され続けている取材源のプライバシー等の問題や取材源秘匿等の論点について研究を深めることに加えて、取材・報道における取材源の主体性の問題としての「表現の自由」や、報道機関の「取材・報道の自由」と公衆の「知る権利」の関係性など、表現の自由の三形態に焦点を当てながら憲法的枠組みへと還元しながら研究を進めた。本研究をとおして、実名/匿名報道および顔あり/顔なし報道のあり方に関する研究に集中的に取り組むことができ、人間の物象化の問題と「承認」や「尊厳」といったキーワードとの関係がみえてきたため、法学における人格権・人格的利益に関する議論の精査をさらにすすめ、引き続き人文学における議論との接続にも挑戦したい。特に、憲法における人権尊重の思想や日本国憲法13条に規定される「幸福追求に対する権利」とプライバシーに関する議論について、報道についてももちろんであるが、人間のデータ化がすすむデジタル社会における議論への敷衍も念頭におきながら、プライバシー侵害や名誉毀損といった人権侵害の側面も含めて、今後も研究を進めたいと考えている。

また、取材源と記者・報道機関の関係性についての研究において、以前から行っていた調査報道(内部告発報道)で取材源となられた方々やそのご家族の方々に対するインタビュー調査を行い、取材源の視点から調査報道の課題を記録・分析することができた。新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながらではあったが、本研究で予定していた調査対象者へのインタビュー調査を進め、取材源の視点から本研究課題に関する調査を遂行することができた。この調査結果は、現在執筆中の博士論文の主な内容となっている。また、最終年度には、本調査で得られた知見をもとに、ジャーナリズムの教科書に内部告発に関するコラムを執筆し

た（ 標題「内部告発」別府三奈子ほか編著『映画で学ぶジャーナリズム:社会を支える報道のしくみ』75頁（勁草書房、2023年））。

そして、上記の調査報道の当事者の方々へのインタビュー調査に加えて、記者が多く集う研究会や勉強会への参加、事件・事故や公害に関する裁判報道や、沖縄戦～アメリカ軍による占領～施政権返還の歴史が今も影響する沖縄をめぐる報道、性加害・性被害報道など、個別の報道テーマごとに調査等を行い、記者・報道機関の視点から調査報道の課題を検討し、被害を受けた側が損害の賠償や被害回復、支援を求める際の報道の役割について考察した。

本研究・調査では、報道実務家が多く所属する学会のジャーナリズム研究に関する部会や、報道実務家が集う勉強会や研修会に参加したことで、今まで以上に実務家の方々やジャーナリズムの研究者の議論や意見を身近に聞くことができる機会に恵まれた。取材源の視点からだけでなく、記者・報道機関の視点から調査報道について検討できる環境に身をおきながら研究をさらに深めることができた。これらの学術的交流や知見をもとに、最終年度には、ジャーナリズムの教科書に、法廷内取材や裁判の公開といった裁判報道の課題に関する解説を執筆することもできた（ 標題「判断材料を共有する」別府三奈子ほか編著『映画で学ぶジャーナリズム:社会を支える報道のしくみ』122-135頁（勁草書房、2023年））。

また、3.研究の方法の(5)具体的な研究テーマのうち、【「表現の自由」「報道の自由」「知る権利」の関係性に関する研究】については、地方紙やブロック紙においてICTを利用して記者と読者が直接つながり、市民からの情報を調査報道の端緒とする取り組みが全国的に広がっている状況をふまえ、個別具体的な事例を取り上げながら研究を進めることとした。ICTを利用して積極的に読者や他社との連携を進めている新聞社の記者の方々のご協力のもとインタビュー調査を行い、その調査結果をふまえて取材源の「表現の自由」と公衆の「知る権利」をつなぐ報道の役割の重要性について検討し、研究結果を論文にまとめ公表した（論文表題「ICTで進化するローカルメディアと『公衆の知る権利』」西日本新聞「あなたの特命取材班」における読者の『知りたい』に応える取り組み」東京大学大学院情報学環紀要100号95-126頁（2021年））。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 松原妙華	4. 巻 7号
2. 論文標題 公的空間における匿名の可能性 アーレントの「現われ」の議論から検討する報道における氏名・肖像	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本アーレント研究会誌Arendt Platz	6. 最初と最後の頁 51-66頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松原妙華	4. 巻 100号
2. 論文標題 ICTで進化するローカルメディアと「公衆の知る権利」 西日本新聞“あなたの特命取材班”における読者の「知りたい」に応える取り組み	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東京大学大学院情報学環紀要	6. 最初と最後の頁 95-126頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松原妙華	4. 巻 -
2. 論文標題 コラム:内部告発	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別府三奈子ほか編著『映画で学ぶジャーナリズム：社会を支える報道のしくみ』	6. 最初と最後の頁 75頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松原妙華	4. 巻 -
2. 論文標題 判断材料を共有する	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別府三奈子ほか編著『映画で学ぶジャーナリズム：社会を支える報道のしくみ』	6. 最初と最後の頁 122-135頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松原妙華
2. 発表標題 実名・匿名報道の意義と取材源の保護・支援のあり方
3. 学会等名 日本マス・コミュニケーション学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------